

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

受付印

5

整理番号

市町村長 令和 年 月 日 提出	所在地名 市町村長	特別徴収指定番号 4年度	宛名番号 特別徴収指定番号 5年度	宛名番号 特別徴収指定番号
		個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)	課係氏名 担当者	電話番号 内線

フリガナ 氏名 生年月日 元号 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 年 月 日 個人番号 住居 1月1日現在 異動後	新姓 特別徴収税額 (年税額) 円	(ア) 徴収済税額 (イ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 月分から 月分まで 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分から 月分まで 円	異動年月日 令和 年 月 日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。 番号を記入 1. 転勤・転籍 2. 退職 3. 死亡 4. 休職 5. 長欠 6. 支払少額 7. 支払不定期 8. その他 8. その他の理由を右欄へ記入	異動後の未徴収税額の徴収方法 番号を記入 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)
---	----------------------------	--	--	-------------------	--	---

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

所在地名 フリガナ 称	特別徴収指定番号 担氏名 担当者 電話	新しい勤務先へは、 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	番号を記入 ① 必要 ② 不要
-------------------	------------------------------	---	--------------------------------	--------------------

※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	徴収予定額 ((ウ)と同額)を 右欄に記入	円 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
---	-----------------------------	--

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄	4年度	月分以降の月割額は	特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他	入力者	点検
4年度	月分以降の月割額は	特別徴収義務者を変更 普通徴収切替 一括徴収 その他	入力者	点検	

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にはご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日(日曜日)です。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
 2 機械読み取りを行う場合がありますので、太枠内へ記入してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出ください。
 3 給与所得者が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

受付印

市町村民税 給与支払報告 道府県民税 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

整理番号

5

市町村長 令和 年 月 日 提出

給与支払義務者 (所在地名称) 個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)

課税関係氏名電話番号内線担当者

4年度 特別徴収指定番号 宛番号 5年度 特別徴収指定番号 宛番号

特別徴収指定番号及び宛番号欄

特別徴収指定番号及び宛番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

給与所得者 (フリガナ, 氏名, 生年月日, 個人番号, 住所) (ア) 特別徴収税額 (年税額) (イ) 徴収済税額 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 例) 11月10日納期限分の場合→10月分 異動年月日 異動の事由 (転勤・転籍, 退職, 死亡, 休職, 長欠, 支払少額, 支払不定期, その他) 異動後の未徴収税額の徴収方法 (特別徴収継続, 一括徴収, 普通徴収)

1 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (フリガナ, 所在地名称) 特別徴収指定番号 法人番号 ※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。 担当者 (氏名, 電話番号) 月割額 円 を 月分 (翌月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 番号を記入 1 必要 2 不要

2 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

番号を記入 1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。 徴収予定額 ((ウ)と同額) を右欄に記入 左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日納期限) で納入します。

3 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (1及び2に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄 Table with columns: 旧特別徴収処理欄, 4年度, 5年度, 月分以降の月割額は, 特別徴収義務者を変更, 普通徴収切替, 一括徴収, その他, 入力者, 点検

市町村処理欄 Table with columns: A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L

1 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合に提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日(日曜日)までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。なお、本書はワーカボーン紙です。訂正する場合は二重線で抹消してください。また、2枚複写のうち、2枚とも提出してください。3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。